

令和6年 第4回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年4月5日（金） 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加  
 事務局次長 松浦 秀紀  
 事務局 福泉 智久、木村 有美

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
 (所有権移転) 12件

議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について



無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「農業後継者である孫に農地の贈与を行う」。譲受人は、「新規就農支援事業の補助金受給の為、贈与を受ける」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 地元委員として、言葉を付け加えさせていただきます。「〇〇〇〇」さんは、元気でおられるときはたくさん梨を作っておられた方ですが、体調を崩されまして農地をどうするのか奥様が心配しておりましたが、〇〇〇〇の彼が贈与という形で作っていくということになりましたので、安心しております。農地は先代から譲り受けたものでありますけど、次の時代に譲り渡すということは、なかなか難しいことではありますが、贈与という形ではあります、作ってくれるという相手方がいることは幸せなことかなと感じました。

問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号5について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号5について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「〇〇〇〇」、面積「167 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「275 m<sup>2</sup>」、3条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「管理が行き届かなくなってきたので譲り渡したい」、譲受人は、「耕作地の隣接地なので、取得して経営規模を拡大したい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 譲渡人「〇〇〇〇」さんは長年農業をされていますけど、〇〇〇〇が遠いということもありまして、それと現地を確認したところ、畑に入る道が狭くて、柑橘とか果物を作った時の運搬とか、防除とか、入る道が狭いもので不便を感じておられて、譲受人の「〇〇〇〇」さんは、園地が自宅の裏で、家庭菜園を両親と一緒に作りたいということで話がまとまったと聞いております。

問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号6について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号6について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「820 m<sup>2</sup>」、3条

無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「管理が行き届かなくなってきたので譲り渡したい」、譲受人は、「農地を取得して息子と一緒に柿などを栽培したい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 譲渡人「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で〇〇〇〇を営んでおられます。譲受人「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇です。この土地は栗と柿が半々ぐらいで植えてありますが、〇〇〇〇さんの管理が行き届かなくなりまして、作り手を探していたところ、近所で家庭菜園ができるところを探していた〇〇〇〇さんがおりました。高齢ということだったんですが、近所に息子さんがおられ、この方が手伝うということで話がまとまりまして無償で譲り渡すことになりました。

問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号7について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号7について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積 「2,184 m<sup>2</sup>」、

外1筆、計「2,531 m<sup>2</sup>」、3条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢のため、息子に農地を譲り渡したい。譲受人は、父の農地を譲り受け、農業経営を継承していきたい、であります。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇高齢で体調も崩されております。「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇で次男なんですが、お兄さんがおりまして、〇〇〇〇君とお父さんと一緒に現在農業をされております。今回の農地に関しては、弟の方に譲りたいということで、このような話になりました。兄弟で仲良く作業をされておるので、何の問題もないと思われまます。以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号8について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号8について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「606 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「660 m<sup>2</sup>」、3条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢で耕作できないため農地を譲り渡したい。譲受人は、自宅近くの土地なので、譲り受けて耕作したい。であります。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 譲渡人「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇でかなり高齢なので作り手を探していたところ、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇ですが、自宅のちょっと下になってまして、家からも近く利便がいいということで、今後、雑柑を新植して耕作するという意向も取り付けておりますので、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

番号1について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第16号番号1を説明いたします。  
これは以前、農振除外の変更を行ったものです。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「181㎡」、二筆ありますが、もう一筆は「〇〇〇〇」地目「畑」面積「351㎡」、合計「532㎡」になります。4条の転用です。

申請人は「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」、〇〇〇〇の方です。

転用目的は、自己住宅、農業用資材置場及び進入路です。転用理由

としましては、現在、申請地の隣接地にある自己住宅で両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になったことや駐車場のスペースが不足すること、加えて農業をする上で自宅近くで作業する場所や車の乗り入れを効率よく積み下ろし出来る土地を農業用資材置場として利用したいと思い、申請地を利用して自己住宅と農業用資材置場、進入路、駐車場を整備し居住環境の改善を図るための申請です。

続いて参考資料の1、2ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から50mで、〇〇〇〇から約290m、に位置しており、農業振興地域にありましたが、令和6年1月の農業委員会総会で議案に上程し農業振興地域整備計画の変更を行った案件です。現在、公告中のものになります。このことから申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、農地区分は「第1種農地」に該当するため、転用は原則不許可となります。

ただし、農地法の運用通知の例外規定により、「住宅を集落に接続して設置するため」に該当することから、本案件は転用の確実性や周辺の営農条件への支障などに、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

次に参考資料3ページから4ページに、地番地目図及び土地利用計画図を、5ページ、6ページに現地の写真を、最後に建築平面図を掲載していますのでご確認ください。

この案件については、3,000㎡以下の優良農地に該当するため、今回の総会で承認いただければ、今月末の愛媛県農業会議常設審議委員会に出席して、議案として上程する予定です。その後、県に進達する運びとなります。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 この「〇〇〇〇」君の議案ですが、以前、この総会にも議案を出し、事務局からも説明があったとおりでありますが皆様の承認を得たいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。



委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。  
番号 2 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 17 号について説明いたします。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「その他」、面積「1,737 m<sup>2</sup>」のうち「1.48 m<sup>2</sup>」です。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人は「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さんが〇〇〇〇です。  
住所も同じとなります、〇〇〇〇です。

もともと、この土地は「〇〇〇〇」さんが営農型太陽光を設置されていたのですが、昨年お亡くなりになり、奥様があとを引き継ぎましたが、奥様も高齢ということで「〇〇〇〇」さんが引き継いでおります。

転用目的は、営農型発電設備の設置です。転用理由は、農業経営の安定化を図るため、申請地に営農型発電設備を設置したいとのことであります。なお、本案件は、平成 30 年 6 月 18 日付けにて愛媛県の許可を得ていますが、許可の期間が 3 年間の一時転用であったため、令和 3 年 5 月 10 日付けで更新申請があり、許可を受け、さらに 3 年間の一時転用を受けていました。そのため、来月 10 日で許可が切れるため、今回、二度目の更新申請をするものです。

今年 2 月の農作物の状況報告及び現地調査から、発電設備の設置により、日照や雨水等、設備下部の営農状況に問題はなく、近隣に及ぼす影響も無いことから、本案件は、前回同様、許可相当と思われます。

位置図等の資料につきましては、参考資料の 1 ページから 5 ページまでに掲載していますのでご確認ください。

この案件についても、3,000 m<sup>2</sup>以下の優良農地に該当するため、今回の総会で承認いただければ、今月末の愛媛県農業会議常設審議委員会に上程し、その後、県に進達する運びとなります。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

4 番           ただいまの議案 17 号 2 について、2 月にも報告させていただきました。太陽光の下に柵が埋まっておるといことですが、参考資料の 5 枚目の絵を見ていただいたらと思いますが、うっすら大きくなっているのが見えていると思います。これは 3 月 10 日の写真ですが、もうそろそろ出荷の時期を待っている段階でして、管理は〇〇〇〇さんという方が丁寧に行っていたらと思います。今後もしっかりと許可を得た中で続けていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長           ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員           (意見、質問等なし)

議 長           ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なく承認)

議 長           それでは承認することといたします。

議 長           続きますして、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。番号 38 から 40 号まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局           それでは議案第 18 号、番号 38 から 40 まで一括して説明します。  
番号 38、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,826 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。  
番号 39、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「59 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「207 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
番号 40、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,623 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まず、38 番の「〇〇〇〇」さんは、父親が亡くなり相続をしたが、〇〇〇〇で〇〇〇〇に住まわれているので、この際売買をしたいということで「〇〇〇〇」さんと売買が成立しました。39 番は、3 筆のうち 2 筆がちょうど「〇〇〇〇」さんの園地と隣接しているので、このまま無償譲渡ということで作ってもらえることになりました。40 番は、もともと〇〇〇〇の方が持っていたが、「〇〇〇〇」さんが親戚ということで売買したのですが、「〇〇〇〇」さんというかなり面積を広げている若いリーダーと仲が良く売買契約したということで、問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 41 から 44 号まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 41、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「826 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「843 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
番号 42、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「390 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
番号 43、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「301 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
番号 44、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「822 m<sup>2</sup>」。

移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 41 番、所有権を移転する者「〇〇〇〇」さん、年齢〇〇〇〇なんですけれども、41 番と 42 番どちらも耕作意欲は非常にあったんですが、体や足など体調面で優れないことが続いて耕作が困難になったという状況であります。41 番「〇〇〇〇」さんは I ターンによる新規就農で数年ですが、JA の研修 2 年間を経て就農しております。非常に積極的で農地を増やしていきたい思いもありますし、日々の農作業もこつこつされていて、何ら問題ないと思われまます。42 番「〇〇〇〇」さんは、自身が耕作している園地の隣接ということで、何ら問題なく耕作していただけたと思います。

続いて 43 番、44 番ですが、「〇〇〇〇」さん 71 歳になります。一人で耕作されていますが、年齢とケガもあり、耕作が難しくなっており、誰かに譲りたいということで話がありました。43 番「〇〇〇〇」さんは先程と同じく隣接園ということで快く引き受けてくださいました。44 番の「〇〇〇〇」さんも隣接園にあたります。非常に積極的に耕作をされていまして何ら問題ないと思われまますので、承認の程よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 45、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 45、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「230 m<sup>2</sup>」、外 9 筆、計「3,501 m<sup>2</sup>」。

移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、農業をされておられません。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、地元の共選役員も現在やっておられ、これから頭角を現してくる新人です。10筆にわたる農地ですが、ずっと「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんから小作している園地で、「〇〇〇〇」さんが処分したいのか、「〇〇〇〇」さんが買いたいといったのかは分かりませんが、話が進んでこうなりました。何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号46から47まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号46から47まで一括して説明します。  
番号46、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「26㎡」、外1筆、計「563㎡」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。  
番号47、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「681㎡」、他1筆、計「696㎡」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 11番 売り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。〇〇〇〇在住で〇〇〇〇を  
されております。買い手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。親御さんと妻  
と2組で頑張っておられます。「〇〇〇〇」さんですが、昨年、母親  
が亡くなりました。父親は早くに亡くなっており、園地は人に貸した  
状態になっておりました。今年、帰って来た時に「〇〇〇〇」さんと  
話をする機会があり、農地を手放す方向で考えているということで、  
姉がおりますが市外在住で、後継者としては農業をする人がいないと  
いうことで、小作をしていた「〇〇〇〇」さんに話を持っていったと  
ころ、今回のこの形で話がまとまりましたので、何ら問題はないと思  
います。
- 10番 売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、現在、〇〇〇〇に住んで  
おられます。買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇出身  
でIターン就農4年目になります。夫婦で園地を管理されております。  
「〇〇〇〇」さんは、たまに〇〇〇〇にきて、この農地を管理してお  
りましたが、手が回らなくなってきて園地を処分したいと思っていた  
ところに、「〇〇〇〇」さんがこの畑を買いたいということで、今回の  
運びとなりました。「〇〇〇〇」さんはIターン就農の見本になる方で、  
〇〇〇〇でIターン就農希望の方には、必ず「〇〇〇〇」さんの話を  
聞いてもらっています。まったく問題ありませんのでよろしくお願  
いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号48について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号48について説明します。  
番号48、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「905㎡」。

移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 この畑は、何年も前から買い手の「〇〇〇〇」さんが作られています。今回、持ち主の「〇〇〇〇」さんが高齢になられ、子供も作らないので処分したいということで、この話になりました。買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇ですが、息子が農業が好きで、現在、〇〇〇〇に勤められていて、休みのたびに手伝っています。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号49について事務局の説明を求めます。

事務局 番号49、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「350㎡」、外5筆、計「3,731㎡」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 売り手の「〇〇〇〇」さんですが、高齢のために終活ということで農地を譲りたいということで、譲ってもらう方の「〇〇〇〇」さんですが、30年間耕作をされていまして、親子3代で経営されておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

- 議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 　　(意見、質問等なし)
- 議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 　　(異議なく承認)
- 議 長 　　それでは承認することといたします。
- 議 長 　　続きまして、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。  
番号 41 について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　番号 41 の説明をする前に差し替えの連絡があります。席に置いておりました 15 ページの 49 番について、備考欄を修正しておりますので、15 ページの差し替えをお願いします。  
それでは、番号 41 について説明します。  
番号 41、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,091 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「4,160 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長 　　地元委員の説明を求めます。
- 1 番 　　「〇〇〇〇」さんは、農協の幹事もされた方で、もうこちらの農業はされないということで利用を「〇〇〇〇」君にお願いをして、「〇〇〇〇」君は農地をかなり増やして 4 町を超えているんですけども、そういう方で問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。



委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 42 から 44 号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 42 から 44 について説明します。  
番号 42、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「967 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「3,198 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。  
番号 43、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「322 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「3,559 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。  
番号 44、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「845 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,471 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。  
7 番 42 番から 44 番までまとめて説明させていただきます。  
42 番、設定する者「〇〇〇〇」さんは、旦那さんが亡くなられて一人で耕作されておりました。かなり広い面積を持っておられて、すべてを耕作するのが難しく、「〇〇〇〇」さんにやっていただけないかということでの話になります。  
43 番、設定する者「〇〇〇〇」さんも、旦那さんが亡くなられてから一人で耕作されておりました。「〇〇〇〇」さんもすべてを管理することが難しく、「〇〇〇〇」さんにあたっただきたいということです。  
44 番、設定する者「〇〇〇〇」は年齢が〇〇〇〇で、全てを耕作し

ていくことが難しいということで、「〇〇〇〇」さんにやっていただけないかという話です。

すべての設定を受ける者「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇ですけれども、西宇和の研修を2年間受けまして、Iターンでこの4月から新規就農された方です。〇〇〇〇地区で2年間研修されたわけですが、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん、いずれも園地に出向いて一緒に耕作をして研修を受けているような形になります。その研修を受けていく中でこのような話が進んでいく流れとなりました。

「〇〇〇〇」さん自身も非常にまじめで、雨の日でもこつこつとやれることをやっていく人柄で、やる気も十分ですし、何も問題ないと思われまますので、承認よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することといたします。

議長 　　続きまして、番号45から49まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは、番号45から49まで一括して説明します。  
番号45、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,846 m<sup>2</sup>」、外5筆、計「13,958 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号46、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「338 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「851 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1年10ヵ月」、「〇〇〇〇」。

番号47、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「865 m<sup>2</sup>」、外16筆、計「13,957

m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「2年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号48、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「473 m<sup>2</sup>」、外4筆、計「4,379 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「令和7年1月31日」まで、賃借料「〇〇〇〇」。

番号49、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「861 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8番 事務局から説明のあった15ページ差し替えの49番、賃借料〇〇〇〇から差し替えがあつて、〇〇〇〇となっております。

45番、貸し手「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇、受け手「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの園地で研修を積んで、今回、一部借りて独立という形になりました。何ら問題ないと思われます。期間が1年10ヵ月と短いのは、〇〇〇〇の流動化委員さんと農業委員と取り決めを行っていて、初回のIターン若しくは新規就農者に対しては、2年間か3年間程度の短い期間の貸し借りをお願いしているからです。

46番「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの義理のお姉さんになります。この農地は、「〇〇〇〇」さんが長年小作をしていた園地で「〇〇〇〇」君と一緒に苗木を植えている園地のため、使用貸借ということで同じ期間の貸し出しとなりました。何ら問題はありません。

47番、「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇、「〇〇〇〇」君〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君は、「〇〇〇〇」さんのところで2年間研修を積んで、今回就農という形になります。「〇〇〇〇」さんも一緒に手伝う形を取って、3年間の賃貸借で就農を始めるということになりました。何ら問題はありません。

48番、「〇〇〇〇」さんの園地は、「〇〇〇〇」さんが長年小作で受けていた園地で、「〇〇〇〇」さんの方から「〇〇〇〇」君に貸すな

ら、今回は1年にしてということで、1年の賃貸借となっています。これも、何ら問題ないと思われま

す。49番、差し替えがあったページになります。貸し手「〇〇〇〇」さんは病気で山には来られません。夫は〇〇〇〇で看病しておられます。山はちょっと荒れている状態です。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でち

ょうど近接園地を耕作しておられ、今回この話が出てうまくまとまりました。何ら問題ないと思われま

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号50、51を一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号50から51まで一括して説明します。  
番号50、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「61㎡」、外1筆、計「6,994㎡」、  
新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「2年10ヵ月」、「〇〇〇〇」。  
番号51、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1284㎡」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「4年10ヵ月」、「〇〇〇〇」  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号50から51について同時に説明します。  
「〇〇〇〇」君、「〇〇〇〇」さんがお父さんで「〇〇〇〇」がお  
兄さんです。立て続けに亡くなられてまして、お母さんが先に亡くなっ  
ておられるので、「〇〇〇〇」君がすべて相続するような形になりま

した。でも、本人は〇〇〇〇で「〇〇〇〇」をやっておりまして、当初はすべて処分したいと言っていましたが、相続手続きが終了せずに名義が変わっていない状態だったため、使用貸借という形になりました。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で高齢ですけど元気な方で、「〇〇〇〇」さんの畑が大分荒れているのを見かねて、自分が新植してやり替えるので、将来は購入したいけど、とりあえず使用貸借で耕作することになりました。「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇、息子が後継者としており、園地がちょうど隣接ですので受けてもらいました。この方も将来は購入したいが、今はできないので使用貸借となりました。何ら問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 52 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 52 について説明します。  
番号 52、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「360 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「1,938 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 9 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、夫婦で畑を管理していますが、高齢のため規模縮小を考えられております。借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇、〇〇〇〇出身で愛媛でみかん栽培を勉強

されて、奥様の実家の〇〇〇〇で 10 年前に就農されており、夫婦で園地管理されております。積極的に規模拡大を図られており、「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんの他の畑も作っておられる関係で、今回も「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんに畑を作ってもらいたいということで、この運びとなりました。何ら問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号 53 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 53 について説明します。  
番号 53、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「409 m<sup>2</sup>」、外 8 筆、計「1340.61 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年 2 ヶ月」、「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 2 番 　　番号 53 について説明します。貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、現在〇〇〇〇のお母さんと保有の園地を小作されてきましたが、主にお母さんが園地を作業されていたということで、高齢で耕作が厳しくなってきたということです。借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で、7 反を耕作されております。「〇〇〇〇」さん自身は面積を増やしていくつもりはなかったみたいですが、お母さん同士が知り合いで、園地を見てから判断してと言われ見に行ったそうですが、品種がデコポン、清見ということもあり、できそうだと判断されてお引き受

けすることになったそうです。問題ないと思います。よろしくお願  
い  
します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
い  
いませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号 54 号については取り下げ願いがありましたので、  
取  
り下  
げることといたします。

議 長 　　続きまして、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用  
地  
利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。  
番  
号 10 号について事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは、議案第 20 号について説明します。  
中  
間  
管  
理  
機  
構  
を  
通  
し  
た  
貸  
借  
で  
す。  
番  
号 10、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「612 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,748 m<sup>2</sup>」、  
新  
規  
の  
賃  
貸  
借  
で  
す。  
設  
定  
す  
る  
者「〇〇〇〇」。  
設  
定  
を  
受  
け  
る  
者「〇〇〇〇」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以  
上  
で  
す。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

10 番 　　それでは 10 番の説明をさせていただきます。  
貸  
し  
手  
の「〇〇〇〇」さんは、高齢で旦那さんも亡くなられ、以前  
よ  
り  
み  
か  
ん  
作  
り  
は  
さ  
れ  
て  
お  
り  
ま  
せ  
ん。  
借  
り  
手  
の「〇〇〇〇」さんは〇  
〇〇〇、〇〇〇〇出身で I ターン就農して今年で 6 年目になります。  
こ  
の  
案  
件  
は  
新  
規  
扱  
い  
と  
な  
っ  
て  
い  
ま  
す  
が、以前より「〇〇〇〇」さんが  
こ  
の  
園  
地  
を  
管  
理  
さ  
れ  
て  
お  
り  
ま  
し  
て、現在もきれいに管理されてお  
り  
ま

すので、何ら問題はありません。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第4号について説明します。  
番号14、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,623 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」。  
解約の理由「今までの賃借契約をやめて売買契約等を結ぶため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。



令和6年4月5日

会 長 菊池 眞策

議事録署名人 樋田 都

議事録署名人 西川 正則